

## 施設の維持管理計画書（中間処理共通 No.1 / 2）

- 1 周囲の囲いが破損した場合は、速やかに補修することとし、作業終了後または作業員が不在の時は、出入り口を閉鎖し、施錠すること。

点検は定期的に行い、異常があれば速やかに補修する。作業員が不在または作業終了後は、出入り口を閉鎖、施錠し、定期的に警備員が巡回する。

- 2 立札等は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。また、立札等が破損した場合は、速やかに補修すること。

点検は定期的に行い、異常があれば速やかに補修する。

- 3 受け入れる産業廃棄物の種類および量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析または計量を行うこと。

委託契約を締結したもの以外の廃棄物が搬入されないよう排出事業者、収集運搬業者との連絡を密にし、廃棄物の種類および数量を確認するとともに、搬入の際にトラックスケールにて計量する。契約締結時に受入廃棄物の主要化学成分の分析を求め、不適合なものの受入を排除する。

- 4 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。

施設での産業廃棄物の処理は、当該施設の処理能力を超えないよう実施する。

- 5 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境保全上必要な措置を講ずること。

産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境保全上必要な措置を講ずる。

- 6 排水処理施設その他の施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検および機能検査を行うこと。

管理型最終処分場の浸出水処理施設と共通であり、定期的に水質検査を実施する。

- 7 産業廃棄物の飛散および流出ならびに悪臭の発散を防止するために、必要に応じて消臭剤の散布その他の必要な措置を講ずること。

無機性の廃棄物は、腐敗、悪臭のおそれはないが、有機性の汚泥等については、必要に応じて、薬剤を散布し、悪臭の発生・害虫発生を防止する。

- 8 防虫剤の散布等を行い、蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

必要に応じて防虫剤の散布等を行い、蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持する。

- 9 運搬車両または中間処理に使用する機械等により、著しい騒音および振動が発生し周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずること。

運搬車両については、著しい騒音や振動を発生するものはない。周辺に住居地域等はないが、騒音発生源となる設備は、建屋内に設置して、それぞれの建物は敷地境界線から十分な距離を置いて設置するなど、周辺の生活環境に支障を及ぼさないよう作業を行う。

## 施設の維持管理計画書（中間処理共通 No.2 / 2）

10 搬入時には産業廃棄物の確認をおこない、取り扱える品目以外の産業廃棄物が混入していたときには、荷降を中止し、速やかに除去すること。

搬入時には産業廃棄物の確認をおこない、取り扱える品目以外の産業廃棄物が混入していたときには、荷降を中止し、速やかに除去する。

11 排出事業者の名称および排出される産業廃棄物の種類は、常に契約書およびマニフェストで確認し、これが不明な場合には、当該産業廃棄物を受け入れないこと。

10項と同様に、不明な産業廃棄物は受け入れない。

12 中間処理施設からの排水を公共用水域等に放流する場合は、放流水の検査を1年に1回以上行い、管轄保健所長に、その結果を提出すること。なお、水質検査の結果、異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査して必要な改善措置を講じること。

放流水について水質検査を6か月に1回以上行い、管轄保健所長に、その結果を提出する。

水質検査の結果、異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査して必要な改善措置を講じる。

13 消火器その他の消火設備は、常に管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。また、管理事務所等を除き、原則として火気の使用は行わないこと。

屋外消火設備、小型消防ポンプ等を備え、定期的に点検を行う。また、構内は火気厳禁とする。また、管理事務所等を除き、原則として火気の使用は行わないが、補修等で必要な場合は消防計画に基づき必要な措置を行ったうえで使用する。

14 中間処理場までの使用道路の安全確保、清掃保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。

中間処理場までの使用道路の安全確保、清掃保持に努めるとともに、場内道路の補修を必要に応じて実施する。

15 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存すること。また、産業廃棄物の搬入および搬出に係る車両の確認、産業廃棄物の種類および量の確認の記録を作成し、5年間保存すること。

保守点検委託業者において施設の維持管理に関する点検、検査、補修その他の措置の記録を作成し、5年間保存する。

また、産業廃棄物の搬入および搬出に係る車両の確認、産業廃棄物の種類および量の確認の記録を作成し、5年間保存する。

16 事故の発生を防止するため、巡回指導および保守点検を実施するとともに、台風、大雨等の際には、必要な措置を講じ、事故の未然防止に努めること。

事故の発生を防止するため、運転管理業務委託先において巡回指導を実施、保守点検業務委託先において保守点検を実施するとともに、台風、大雨等の際には、消防計画に基づき必要な措置を講じ、事故の未然防止に努める。